

**令和 4 年度オンライン説明会**

**令和 5 年度電子処方箋医療機関・薬局説明会**

**よくあるご質問（抜粋）**

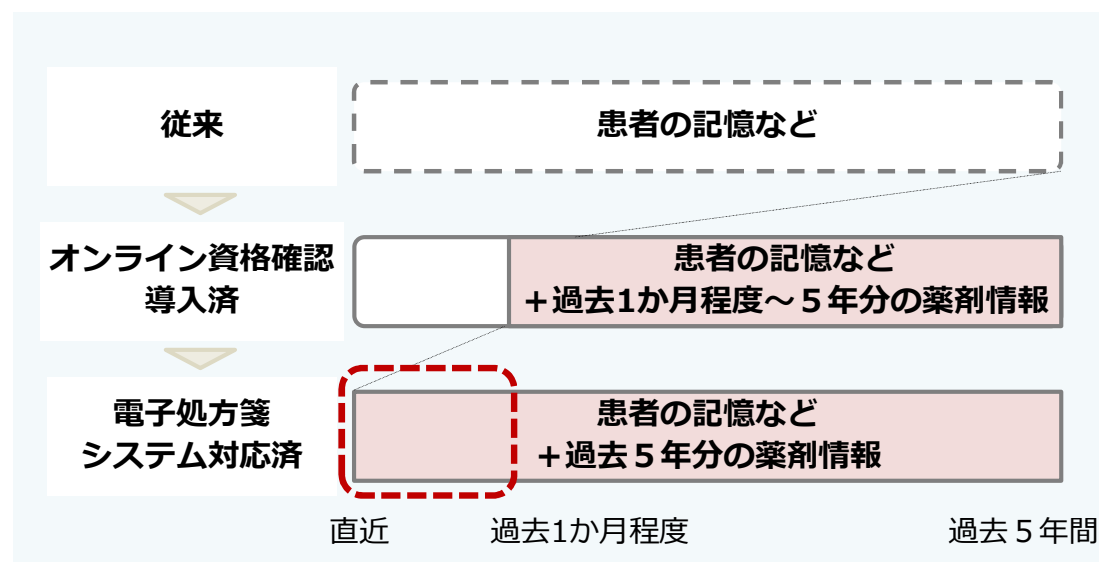
- ・ オンライン資格確認を導入した際も過去の薬剤情報を閲覧できていましたが、電子処方箋を導入することで何が変わるのでしょうか？
- ・ 重複投薬等チェックではレセプトの薬剤情報を使っていますか？
- ・ オンライン資格確認と電子処方箋は同時に導入できますか？
- ・ 電子処方箋を導入しましたが、電子処方箋管理サービスに接続できません。
- ・ 電子処方箋の利用申請はどのように行えばいいですか？
- ・ 電子署名を付与する手段をまだ持っていませんが、導入に向けて問題なく取得できるのでしょうか？
- ・ HPKIカードの発行申請を行うと、二次元コードが届きました。何をすればいいですか？
- ・ リモート署名を行う際の認証に用いるスマートフォンは1台だけでもよいですか？
- ・ ローカル署名で導入した後、リモート署名を使うためにはどのような作業が必要ですか？
- ・ マイナンバーカードがあればHPKIカードは電子処方箋の電子署名には不要でしょうか？

- 電子カルテシステムを導入していないのですが、電子処方箋を導入できますか？
- 周りの薬局が電子処方箋を導入していない場合でも、電子処方箋に対応できますか？
- 電子処方箋の機能が追加されたと聞きましたが、一緒に導入する必要がありますか？
- 電子処方箋の補助金申請はどのように行えばいいですか？
- マイナ保険証がなくとも電子処方箋を発行したり、電子処方箋に基づいて調剤できますか？
- 電子処方箋を利用するためには、資格確認書の券面の情報があれば十分ですか？
- 電子処方箋はセキュリティの観点で安全に利用できるのでしょうか？
- 医療施設がサイバー攻撃を受けたという記事を見ましたが、電子処方箋の仕組みは安全ですか？

- 処方箋や調剤結果のデータは、必ず電子処方箋管理サービスに登録する  
必要がありますか？
- 電子処方箋を受け付けました。疑義照会は専用の機能から行うといった変化は  
ありますか？
- 疑義照会を踏まえて処方する薬剤が変更された場合、医療機関側は  
電子処方箋管理サービスの処方箋のデータを変更する必要はありますか？
- 患者さんは電子処方箋に対応する施設をどのように確認できますか？
- 電子処方箋に対応する薬局をどのように患者に案内すればいいですか？
- 電子処方箋の場合、FAXコーナーから薬局に処方箋を送ることは可能ですか？
- 電子処方箋を選択した患者が処方内容（控え）を紛失した場合でも調剤できますか？
- 電子処方箋と電子版お薬手帳は連携するのですか？
- マイナポータルAPI連携ってなんですか？
- 電子処方箋の活用が進む中で電子版お薬手帳には  
何が期待されていますか？

## 質問 オンライン資格確認を導入した際も過去の薬剤情報を閲覧できていましたが、電子処方箋を導入することで何が変わるのでしょうか？

- オンライン資格確認に対応し、患者が過去の薬剤情報の提供に同意すれば、レセプト由来の約1か月前から5年前の薬剤情報が閲覧できます。
- レセプトコンピュータ等を電子処方箋に対応させることで、電子処方箋管理サービスに登録された紙処方箋のものも含む直近の処方情報・調剤情報が記載されたデータも取得、閲覧できるようになります。
- 直近の処方情報・調剤情報をデータで確認した上で、薬物治療の総合調整ができるようになっていきます。



### 凡例



お薬手帳や患者とのコミュニケーション、診療情報提供書等を基に把握する情報



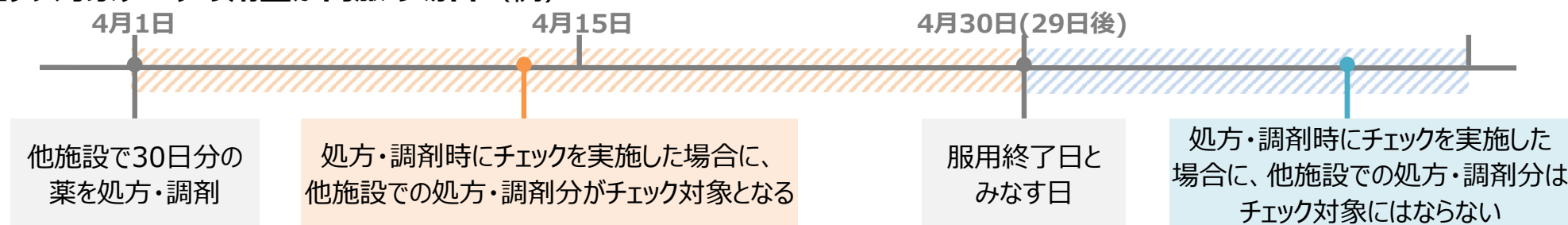
電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

**質問 重複投薬等チェックではレセプトの薬剤情報を使っていますか？**

- 重複投薬等チェックにおいては、処方日または調剤実施日において服用中と見なされる医薬品をチェック対象としています。
- このため、レセプトの薬剤情報はチェック対象としておらず、電子処方箋管理サービスに登録された処方箋のデータのみを対象としています。
- 対象データと服用期間の考え方や、成分の考え方については、「[電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックの概要](#)」で示しているので是非ご確認ください。

**服用期間の考え方****■チェック対象データの剤型が内服の場合（例）****■チェック対象データについて ※リフィル処方箋以外**

未登録

登録あり

チェック対象外

**パターン①**

処方情報だけが登録されている（調剤情報は登録されていない）状態では、処方情報がチェック対象となる

**パターン②**

処方箋に対して調剤情報が登録されている状態では、調剤情報がチェック対象となる

**パターン③**

処方情報が登録されておらず、調剤情報だけが登録されている状態では調剤情報がチェック対象となる



## 質問 オンライン資格確認と電子処方箋は同時に導入できますか？

### 回答

- オンライン資格確認と電子処方箋は同時に導入できます。
- ただし、オンライン資格確認の原則義務化の動きを踏まえ、令和4年度末にかけてシステム事業者の対応が通常よりも時間が掛かる可能性があるため、いずれの導入についてもお早めの導入をお願いします。
- なお、補助金についてもオンライン資格確認及び電子処方箋の両方を受け取ることができます。  
※薬局向けの補助金は令和8年9月末日までに導入完了されたものが対象です。

## 質問 電子処方箋を導入しましたが、電子処方箋管理サービスに接続できません。

### 回答

○ 以下の手順でご確認をお願いいたします。

- ① 運用開始日を入力する際は、利用申請が完了しているかどうかご確認ください。
- ② ご利用の資格確認端末の設定を確認してください。
- ③ 上記の①～②を試しても解決しない場合は担当のシステム事業者にご相談ください。

#### 1 利用申請の確認

電子処方箋ポータルサイト上の電子処方箋利用申請フォームから利用申請を行ってください。

利用申請を行った後、運用開始日をご入力ください。

[電子処方箋利用申請フォーム]

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/online/>

利用申請を行う前に運用開始日を入力する  
ケースが増えていますので、ご注意ください！

#### 2 資格確認端末の設定を確認

- ☑ 配信アプリケーションおよび顔認証ライブラリ、連携アプリケーションが適切なバージョンになっているか（Ver2.0.0以降）
- ☑ 環境設定情報の電子処方箋利用区分、発行形態選択タイミングが適切になっているか

※院内ネットワークで通信を制限している場合にはシステム事業者もしくは、院内のNW担当者へご相談ください。また、上記の確認方法の詳細については、「01\_01\_医療機関等向けセットアップ手順書\_別紙トラブルシューティング\_1.18版」をご確認ください。  
([https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/setup\\_shikaku\\_trouble\\_shooting.pdf](https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/setup_shikaku_trouble_shooting.pdf))

上記の手順で解決しない場合は、担当システム事業者にご相談ください！

**質問** 電子処方箋の利用申請はどのように行えばいいですか？**回答**

- 電子処方箋の利用申請は、医療機関等向け総合ポータルサイトから実施できます。
- 電子処方箋管理サービスの利用規約を確認の上、「電子処方箋管理サービス利用規約への同意」に「同意する」をチェックしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイトの  
「電子処方箋トップページ」から申請いただけます！



1

医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、「電子処方箋の利用ステップ」>「利用申請」をクリック

2

「電子処方箋の利用申請」ページを確認し、一番下のボタンをクリック

3

「電子処方箋管理サービス利用規約への同意」欄のチェックボックスに✓を入れて送信

医療機関等向け総合ポータルサイト (電子処方箋トップページ)

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top)

## 質問 電子署名を付与する手段をまだ持っていないが、導入に向けて問題なく取得できるのでしょうか？

### 回答

- 電子署名の方法は現在2種類あります。処方箋の発行ごとに認証が必要なローカル署名はHPKIカードのみ対応しております。一方、毎回の認証を必要としないリモート署名はHPKIカード、マイナンバーカード、スマートフォンが対応しております。ご希望に合わせ、ご準備を進めてください。(※)  
※HPKIカードは、医師・歯科医師、薬剤師ごとに必要となります。  
※HPKIカードの発行申請数によっては、カード発行までに通常よりも時間が掛かる可能性があります。
- HPKIカードは、下記の機関に申請をお願いします。

#### ■ HPKIカードの申請先

##### <医師向け>

- ・ 日本医師会 電子認証センター

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

- ・ 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

[http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

##### <歯科医師向け>

- ・ 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

[http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

##### <薬剤師向け>

- ・ 日本薬剤師会認証局

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>

- ・ 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

[http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

(※) 医師等の国家資格を有する者による作成を求められている文書については、HPKI以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名（電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの）であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス（マイナンバーカード）を用いた電子署名なども利用可能です。マイナンバーカードにおいては、毎回の認証を必要としない、公的に認められた鍵管理サービスを介するリモート署名も利用可能です。

**質問** HPKIカードの発行申請を行うと、二次元コードが届きました。  
何をすればいいですか？

- スマートフォンによる認証でクラウド上の電子証明書でリモート署名を行うための、当該電子証明書とスマートフォンを紐付けるための二次元コードです。HPKIカードの発行に先立ち、届くことがあります。また、マイナポータルから申請を行った場合は、URL等がマイナポータル経由で通知されます。
- この二次元コードには有効期限があり、有効期限を過ぎた後に紐付けを行うためには、各認証局への再発行申請が必要となり、時間や費用を要することがあります。
- このため、HPKIカード発行申請等にあたっては、自施設がどの署名・認証方式により電子処方箋を導入するのか（しているのか）を確認し、スマートフォンによる認証でリモート署名を行う方式の場合は、二次元コードの到着後、確実にスマートフォンとの紐付けを行ってください。
- 一方、ローカル署名方式での電子署名を行う場合や、HPKIカードまたはマイナンバーカードを利用して認証し、リモート署名を行う場合は、スマートフォンとの紐付けは必須ではありません。
- しかし、今後、署名・認証方式の追加・変更を行う場合や、異動先の施設でスマートフォンによる認証でリモート署名を行う可能性があるため、スマートフォンとの紐付けをご検討ください。  
(医事・人事・システム部門の方は、この点を所属の医師等にご案内ください。)

## 質問 リモート署名を行う際の認証に用いるスマートフォンは1台だけでもよいですか？

- スマートフォンによる認証は、認証する医師が自身の所有・使用するスマートフォンで認証すること、指紋等の生体情報がそのスマートフォンに登録されたものと一致していることの2要素で認証します。
- このため、認証を行う医師の数だけスマートフォンを用意する必要があります。
- スマートフォンは病院等の運用により、医師の個人所有のものと病院等から支給したもの、どちらも使用していただけます。

## 質問 ローカル署名で導入した後、リモート署名を使うためにはどのような作業が必要ですか？

- ローカル署名とリモート署名では、必要なシステムの構成や、カードリーダーの数が異なり、追加のシステム改修等が必要になることがあります。
- また、マイナンバーカードで認証してリモート署名を行う場合には、HPKIカードが発行されている方（セカンド証明書の二次元コードのみ発行されている方を含む。）は追加で紐付けの手続きが必要になります。
- このため、特に今後新規に導入される場合は、電子カルテシステム等のシステム事業者に相談しながら、施設の運用にあった署名・認証方式を選択してください。

## **質問** マイナンバーカードがあればHPKIカードは電子処方箋の電子署名には不要でしょうか？

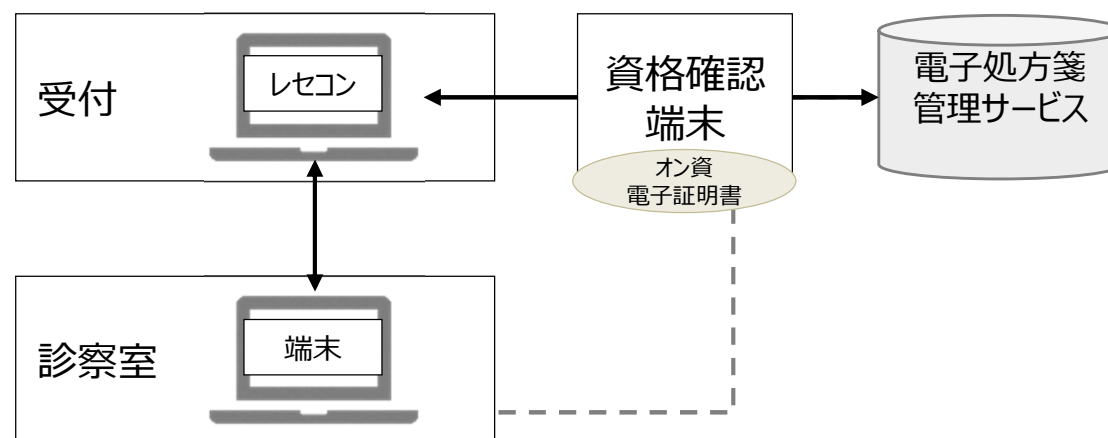
- 電子処方箋をローカル署名方式のみで導入されている場合は、引き続き、HPKIカードで電子署名を行う必要があります。
- マイナンバーカードを活用した電子署名を行うためには、以下の両方が必要です。
  - ① マイナンバーカードとクラウドのシステム上で管理されている電子証明書の紐付け申請
  - ② 使用しているレセプトコンピューターのシステム事業者がリモート署名方式のうちマイナンバーカードを活用した電子署名に対応したうえで、各施設において改修を行うこと

**質問 電子カルテシステムを導入していないのですが、電子処方箋を導入できますか？**

- 電子カルテシステムを導入していない場合でも、レセプトコンピュータが単独で電子処方箋の発行等に対応していれば、電子処方箋を導入していただけます。
- なお、電子処方箋を扱うにあたっては、医師等が診察室で重複投薬等チェック結果の確認や電子署名を行う必要があります。そのため、医師等が診察室で操作できる端末を導入する等の構成を推奨します。

電子カルテシステムがない場合でも、レセプトコンピュータ等で電子処方箋に対応することは技術的には可能です。  
ただし、運用をスムーズに行うという観点で、医師等本人が処方内容の入力や重複投薬等チェック結果の確認、  
電子署名等を行うための端末を診察室に用意いただくことをご検討ください

構成例



診察室の端末で最低限できると望ましいこと

- ✓ 処方内容を入力できること
- ✓ 重複投薬等チェック結果を確認できること
- ✓ 電子署名ができること

ただし、電子処方箋の他、今後の医療DX各施策・システムと連携する観点では、  
電子カルテシステムを活用するのが望ましいと考えています。

## 質問 周りの薬局が電子処方箋に対応していない場合でも、 電子処方箋に対応できますか？

- 電子処方箋を導入し、紙処方箋のデータ登録や重複投薬等チェックを行う段階から始められます。
- 一方で、医療機関が電子処方箋を導入するにあたっては、周りの薬局に導入時期等を共有し、導入を促すことでスムーズに運用を開始できます。
- 電子処方箋の受付・発行だけでなく、医療機関・薬局間のコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります。

### 電子処方箋を導入するにあたって、 周囲の薬局にも導入を呼び掛けてください！

- ✓ 電子処方箋の発行・受付がスムーズになります！
- ✓ 電子処方箋の機能を利用し、医師・歯科医師・薬剤師間のコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります！
- ✓ 周辺施設での患者の処方・調剤情報が共有されるようになります！
- ✓ 周辺の薬局と一緒に導入することで、電子処方箋の発行・受付の練習を行いながら導入することもできます。また、万が一、エラー等が発生した際も迅速に対応できるようになるとの声も上がっています。

(参考) クリニックが主体となって  
周辺施設に電子処方箋の導入を呼び掛けた事例



クリニックが主体となり、  
地域一体で電子処方箋のスムーズな運用を目指して準備を実施！

#### POINT: 電子処方箋を運用するなかで得た知見を、講演会で近隣施設に共有！

クリニック、近隣薬局、それぞれのシステムベンダーが協力し電子処方箋の運用を開始。得られた知見は講演会で共有するなど、地域単位で協力して電子処方箋をスムーズに運用できるように貢献。

【参考】山科武田ラクトクリニック（京都府）

##### 取り組み①

- ・ クリニック主導で、近隣の薬局を巻き込んで電子処方箋の準備を開始。システムベンダーの担当者も含め、電子処方箋の発行から薬局での電子処方箋に基づく調剤までを検証。

##### 取り組み②

- ・ 電子処方箋を始めとする医療DXの推進を目指し、周辺施設向けの講演会を開催。
- ・ うまくいかなかったケースも含め、導入の検討から運用開始までの一連の流れや、業務の中で得られた知見を他の施設へ共有。



講演会の様子



##### クリニック内の様子

施設内では見やすい場所に  
マイナ受付のポスターを掲示



受付では次の3点を掲示  
・ 処方箋の発行形態選択画面の表示  
・ 電子処方箋を発行可能な外来医師  
・ 調剤を受ける薬局が電子処方箋に  
対応しているかの確認

導入や運用開始に当たっては最初は戸惑った点もありましたが、周りの施設の方々と協力して進めています。過去の薬剤情報を正確に入手でき、診療に役立っています。



院長 田巻 俊一さん

地域一体で電子処方箋を推進することは、電子処方箋のスムーズな運用やより多くのメリット享受につながります。

## 質問 電子処方箋の機能が追加されたと聞きましたが、一緒に導入する必要がありますか？

### 回答

- 電子処方箋では、更なる利便性向上のため、リフィル処方箋対応、口頭同意による重複投薬チェック結果の閲覧等の機能を追加していますので、ぜひ一緒に導入することをご検討ください
- ただし、追加機能に関してはシステム事業者が対応していない可能性があります。その場合にも、電子処方箋の基本機能部分（令和5年1月からある元々の機能）の導入も併せてご検討をお願いします。これにより、電子処方箋を希望する患者に対し、電子処方箋の発行・受付や重複投薬等チェックや処方・調剤情報閲覧等を利用できるようになります

**電子処方箋の基本機能をまずは最優先でご対応いただきますようお願いします！  
(システム事業者が対応している場合は、追加機能も合わせて導入できます。)**

#### 基本機能

- ✓ 電子処方箋の発行・受付や調剤結果の登録・参照、処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック
- ✓ 患者が自らの処方・調剤情報をマイナポータル等で閲覧が可能



令和5年12月開始

#### 追加機能

- ✓ リフィル処方箋への対応
- ✓ 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧
- ✓ マイナンバーカードを活用した電子署名※

※利用にあたっては各HPKI認証局への申請が必要です。

**質問** 電子処方箋の補助金申請はどのように行えばいいですか？**回答**

- 補助金の交付申請については、①補助金交付申請書、②領収書（写）、③領収書内訳書（写）、④電子処方箋管理サービス事業完了報告書の4つの書類をご準備ください。
  - 電子処方箋の運用を開始されましたら運用開始日の入力も忘れずにお願いします。
- ※薬局向けの補助金は令和8年9月末日までに導入完了されたものが対象です。

ご使用いただく端末を電子処方箋に対応させるためのシステム改修が完了した後、  
以下のステップで補助金申請をお願いします。

1.

①システム事業者から  
請求書等を受領する

2.

②請求書等に基づき、  
システム事業者に  
費用を精算する

3.

③システム事業者から  
領収書（写）及び  
領収書内訳書（写）  
を受領する

4.

④医療機関等向け  
総合ポータルサイトで  
補助金申請を  
お願いします

以下が必要です！  
(1)補助金交付申請書、  
(2)領収書（写）、  
(3)領収書内訳書（写）、  
(4)電子処方箋管理サービス  
事業報告書



**質問 マイナ保険証がなくとも電子処方箋を発行したり、電子処方箋に基づいて調剤できますか？**

- 患者がマイナ保険証を持参していない場合でも、オンライン資格確認ができれば電子処方箋を発行・受付することができます。
- ただし、マイナ保険証での受付を行わない場合には、薬局での電子処方箋受付時に被保険者番号等と電子処方箋発行時に併せて発行される「引換番号」が必要となります。
- このため、患者がマイナポータルを利用できない場合、医療機関では「処方内容（控え）」を発行するなど、患者に何らかの手段で引換番号をお知らせすることになります。
- 薬局でマイナ保険証で受付を行うことで、患者が引換番号や被保険者番号等を意識する必要がなくなり、スムーズに薬の受取ができます。

## 薬局における電子処方箋受付方法

**マイナ受付の中で  
電子処方箋を簡単に提出できます**



**引換番号＋被保険者番号等で  
電子処方箋を取得することも可能です**

処方内容(控え) ページ: 1/1

引換番号: 123456

マイナポータルで処方箋を受取できない場合、薬局で処方箋を受取る際に必要な情報を入力してください。

| 項目       | 内容                         |
|----------|----------------------------|
| 患者氏名     | 山田 太郎                      |
| 生年月日     | 1980年 1月 1日                |
| 性別       | 男                          |
| 住所       | 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 |
| 電話番号     | 03-1234-5678               |
| メールアドレス  | example@example.com        |
| マイナ保険証番号 | 12345678901234567890       |
| 引換番号     | 123456                     |
| 処方内容     | 処方内容(控え) ページ: 1/1          |



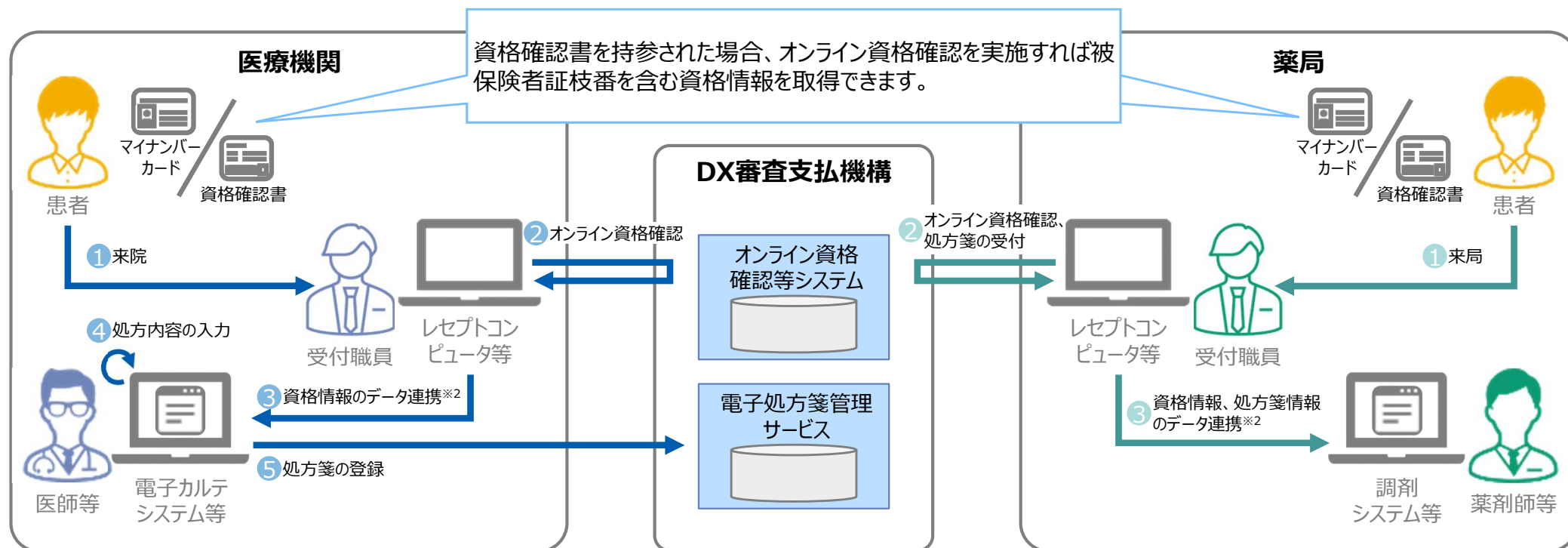
健康保険  
資格確認書

健康保険資格確認書の概要図。上部には「健康保険 資格確認書」とあり、中央には複数の横線と丸印が並び、下部には赤い正方形のマークがある。

## 質問 電子処方箋を利用するためには、資格確認書の券面の情報があれば十分ですか？

### 回答

- オンライン資格確認により被保険者証枝番を含む資格情報を取得できますので、受付でオンライン資格確認を実施し、処方箋の登録や受付に進んでください。※1

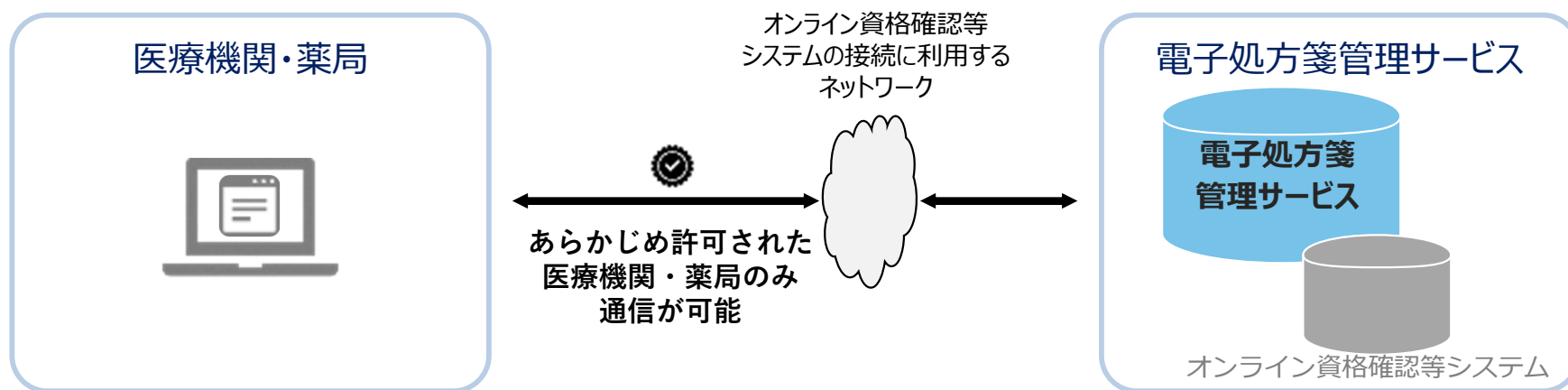


※1 後期高齢者医療制度の場合、被保険者証枝番はありませんので、電子処方箋の利用においても被保険者証枝番を設定する必要はありません。  
※2 レセプトコンピュータ等と電子カルテシステム等、レセプトコンピュータ等と調剤システム等との間のデータ連携については、システム事業者にご相談ください  
※3 「DX審査支払機構」は「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」の略称です。

## 質問 電子処方箋はセキュリティの観点で安全に利用できるのでしょうか？

### 回答

- 安全にご利用いただけるよう、仕組みを整備しています。
- 電子処方箋管理サービスとの接続にあたっては、オンライン資格確認等システムとの接続に使用するネットワーク回線を使用します。
- 本回線は、外部のインターネットからは分離しており、あらかじめ許可された医療機関・薬局のみオンライン資格確認等システム、又は電子処方箋管理サービスにアクセスできる仕組みとなっています。



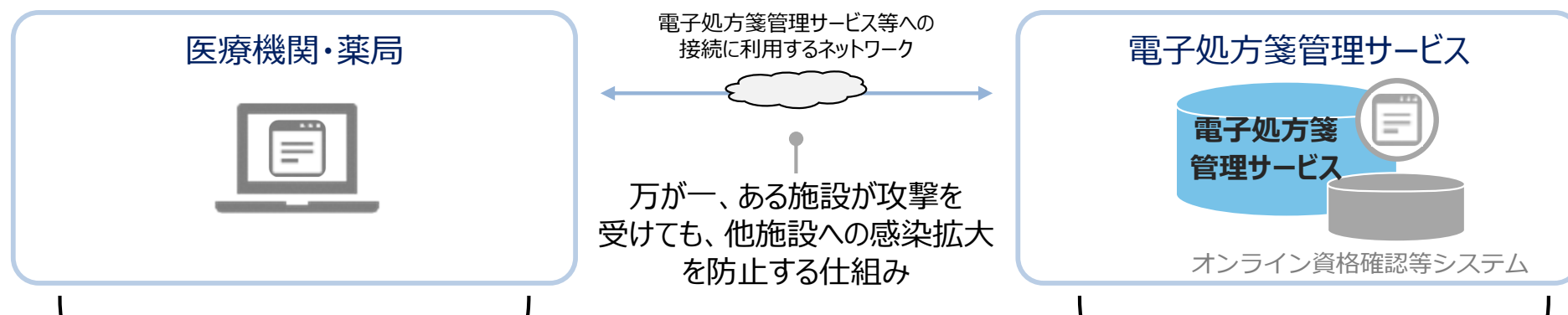
## 質問 医療施設がサイバー攻撃を受けたという記事を見ましたが、 電子処方箋の仕組みは安全ですか？

### 回答

- 電子処方箋管理サービス側では、皆さまに安心して電子処方箋を利用いただけるよう、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、不正通信の監視・遮断等の各種対策を実施しています。また、万が一、ある施設がサイバー攻撃を受けたとしても、他の施設への感染拡大を防止する仕組みです。
- 医療機関・薬局の皆さまにおいても、電子処方箋の利用にあたり、日々の診療業務を継続するために、いま一度上記ガイドラインに沿った必要な対策の徹底が重要となります。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、  
必要な対策を実施してください

電子処方箋の仕組みを安全にご利用いただくための  
セキュリティ対策を実施しています



#### 事前対策例

- ・ 攻撃を受けた場合の対応・報告先等の確認
- ・ データのバックアップ取得
- ・ アンチウィルスソフトの導入 等

#### 事後対策例

- ・ 攻撃を受けたサーバ等の遮断
- ・ 外部ネットワークとの接続を遮断
- ・ バックアップデータへの復元 等

- ・ 不正通信の監視や遮断
- ・ データに対するアクセス制御

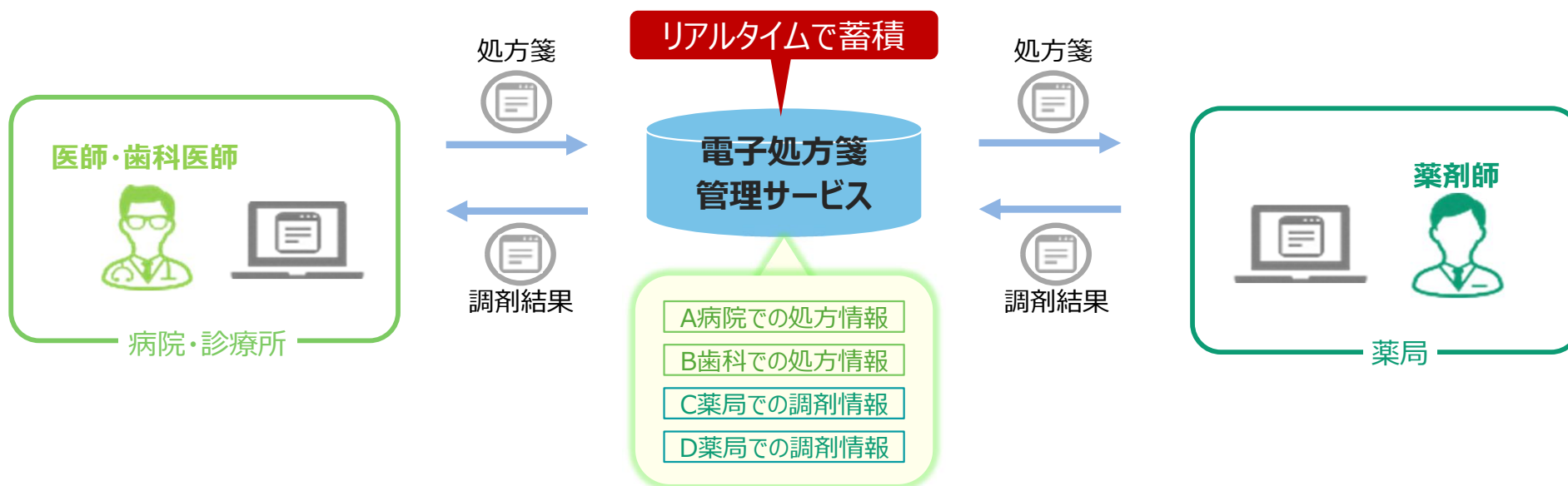
- ・ サーバやネットワーク機器への不正アクセスの検知・通知 等

## 質問 処方箋や調剤結果のデータは、 必ず電子処方箋管理サービスに登録する必要がありますか？

### 回答

- お手数ですが処方箋や調剤結果のデータは必ず登録していただくようお願いします。
- 紙、電子に関係なく処方箋や調剤結果のデータを登録することで、重複投薬等チェックや処方・調剤情報閲覧で利用できるデータとしてリアルタイムに蓄積することができます。
- 導入されているシステムによっては、従来どおり処方箋の発行や調剤情報の登録をする中で、自動的に電子処方箋管理サービスにデータを登録できます。

参照：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第38条



## **質問** 電子処方箋を受け付けました。疑義照会は専用の機能から行うといった変化はありますか？

- 電子処方箋を受け付けた際の疑義照会は、紙処方箋と同じように行っていただくことができます。例えばレセプトコンピュータに専用の機能が追加されるといったことはありませんので、医療機関・薬局間でやりとりしやすい方法で行ってください。

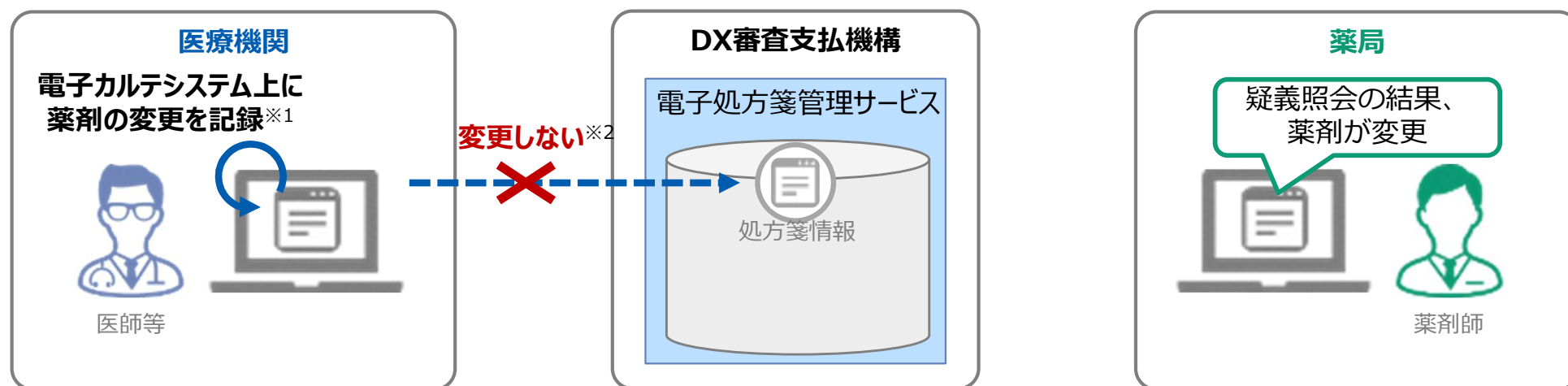
**質問** 疑義照会の結果、薬剤の変更が生じた場合、

医療機関側は電子処方箋管理サービスの処方箋のデータを変更する必要がありますか？

## 回答

- 電子処方箋管理サービスに登録した処方箋のデータは変更不要です。  
(紙の処方箋と同じように、疑義照会を踏まえて医療機関側で発行済みの処方箋自体を書き換えることはしません。)
- 電子カルテシステム上で事後的に変更内容を記録する場合は、各医療機関の運用に従ってください。

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。  
(なお、従来と同じように、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。)



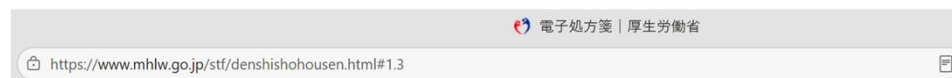
※1 医療機関毎に運用方法が異なります。

※2 どうしても電子処方箋管理サービスに登録済みの処方箋を修正する必要がある場合、薬局側が処方箋の受付取消処理を実施した後に、医療機関側で処方箋を修正できるようになります。ただし、修正後は処方箋に紐づく引換番号も変わるため、必ず新しい引換番号を患者に伝達してください。

**質問** 患者さんは電子処方箋に対応する施設をどのように確認できますか？**回答**

- 患者が電子処方箋を選択した場合、電子処方箋に対応する薬局で調剤を受ける必要があります。
- このため、患者や医療機関等の関係者が電子処方箋対応施設を把握できるよう、厚生労働省HPで対応施設の一覧を公表（週次更新）しているほか、多数の民間検索サイトからも検索できるようになっています。
- 医療機関・薬局にて対応施設を患者に案内するための周知素材も掲載していますので、ご活用ください。

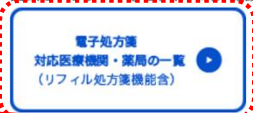
## 厚生労働省HP



## 1.3 電子処方箋の導入状況

## ○ 電子処方箋対応の医療機関・薬局リスト

画像をクリックすると、導入済み施設のリストや地図から検索できるマップを掲載しています。



電子処方箋に対応している施設リストと  
対応施設を検索できるサイトが確認できます！

厚労省HP電子処方箋ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

## 民間検索サイト

※画像はイメージです



- ☒ マイナ受付対応
- ☒ 電子処方箋対応
- ☐ オンライン予約対応

検索

## 電子処方箋の患者向け案内文書



医療機関では厚労省HPに掲載している  
電子処方箋の周知・案内等素材に周囲の  
対応薬局を記載して掲示していただけます。

厚労省HP電子処方箋に関する周知・案内等素材ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_sozai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html)

**質問 電子処方箋に対応する薬局をどのように患者に案内すればいいですか？**

- 患者が電子処方箋の発行を希望する場合、電子処方箋に対応する薬局で受付を行う必要があるため、どの薬局が対応しているのかを患者が適切に把握することが重要です。
- 患者に周辺の対応薬局を案内するためのポスター・リーフレットや、患者自身が電子処方箋対応薬局を利用する意思を表示できる資材など、医療機関の皆さまが確認の手間をかけることなく案内できる方法を用意しています。

**患者が、利用しようとしている薬局が電子処方箋に対応しているかを事前に確認できることが、希望する患者に電子処方箋を発行するにあたっては重要です**

**患者向け周知物の活用方法の補足**

当院では **電子処方せん** をご利用いただけます！

**電子処方せんってなに？**  
電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。

**電子処方せんってどう使うの？**

- マイナンバーカードの場合は顔認証付きカードリーダー、健康保険証の場合は口頭、で電子処方せんを選択いただけます。
- 電子処方せんを選択した場合、紙の処方せんが電子化されます。※処方内容（控え）が渡されます
- 電子処方せんに対応する薬局に来局する必要があります。

**電子処方せんに対応する薬局** はこちら

※患者さんは、ご自身で薬局を選択できます。

**<記載イメージ>**

| 薬局                         | 店 |
|----------------------------|---|
| 住所：住所を記載。<br>電話番号：電話番号を記載。 |   |
| 薬局                         | 店 |
| 住所：住所を記載。<br>電話番号：電話番号を記載。 |   |
| 薬局                         | 店 |
| 住所：住所を記載。<br>電話番号：電話番号を記載。 |   |

**この範囲は医療機関の皆さまで編集ください。**

- ✓ 自身の医療機関周辺にある、電子処方箋に対応する薬局を入力、記載ください。
- ✓ 電子処方箋に対応する薬局については、厚生労働省HPで一覧を公表する予定しておりますので、ご参考にしてください。
- ✓ 患者が薬局を把握できるよう、薬局の名称、住所、電話番号等をご記載ください。（「〇〇の横」など、適宜補足いただいて構いません。）

※特定の薬局への誘導を避けるため、把握している対応薬局を極力記載いただく等、ご注意ください。

これまでと同じ紙の処方せんも選択できます ①

電子処方せんのご利用方法に不安のある方は紙の処方せんを選択してください

電子処方せんについて詳しくはこちら > 電子処方せん 検索

**電子処方箋対応薬局案内用ポスター**

周囲の電子処方箋対応薬局を記載できるポスター等を厚生労働省ホームページで公開していますので是非ご活用ください。

対応施設のリストも公開中ですので、リスト作成時にご確認をお願いします。

周囲の対応薬局のリストを示しつつ、患者に利用予定の薬局を確認することでスムーズに案内ができます！



電子処方箋対応薬局  
の案内文書



対応施設一覧

※周辺の電子処方箋対応薬局を抜け漏れなく周知する場合は、誘導にはあたりません

**電子処方せん希望カード**

電子処方箋に対応する薬局が薬局名を記載したカードを患者に配布し、次回診察時に患者が当該希望カードを医療機関に提示することで、患者が電子処方箋対応薬局に行くことを確認する方法もあります。

医師・歯科医師の方へ

**電子処方せん希望カード**

私は電子処方せんの発行を希望します。  
以下の電子処方せん対応薬局で調剤いただきます。

|      |  |
|------|--|
| 薬局名： |  |
| 連絡先： |  |

※医療機関での診察時に医師・歯科医師に本カードを提示してください。  
※電子処方せんを利用するには医療機関・薬局が電子処方せんに対応している必要があります。  
※電子処方せんを利用する場合でも薬局での受付が必要です。

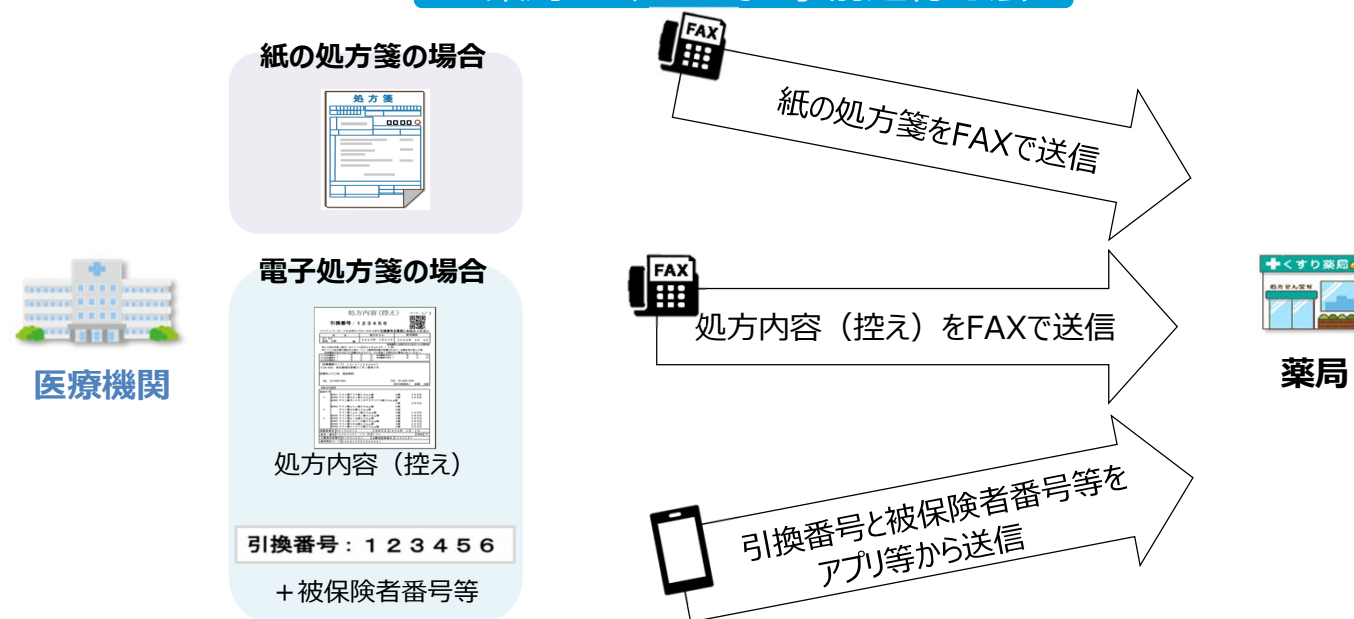
**質問 電子処方箋の場合、FAXコーナーから薬局に処方箋を送ることは可能ですか？**

- 病院等によっては、薬局での待ち時間短縮のため、あらかじめ患者が薬局に処方箋をFAXで送信するためのFAXコーナーが用意されているケースがあります。
- 電子処方箋を発行した場合は、従来の紙の処方箋に代えて、処方内容（控え）を薬局に送信することで、薬局が電子処方箋の取得に必要な被保険者番号等や引換番号を把握でき、患者が来局する前に電子処方箋管理サービスから電子処方箋の原本データを取得できるようになります。

## 薬局への処方箋の事前送付方法

病院によっては、紙の処方箋を薬局にFAXで送信するためのコーナーを設けている場合があります。

電子処方箋の場合であっても、同様に処方内容（控え）を送信することができます。



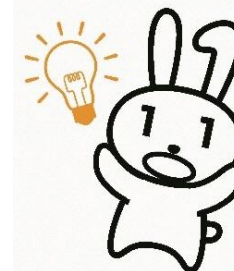
被保険者番号等や引換番号の薬局への伝達はFAX以外でも可能であり、電子版お薬手帳アプリなどもご活用いただけます。

## 質問 電子処方箋を選択した患者が処方内容（控え）を紛失した場合でも調剤できますか

### 回答

- 患者がマイナンバーカードで受付を行う場合、顔認証付きカードリーダーで調剤対象の処方箋を選択することで薬局で処方箋を受け付けることができるため、調剤可能です。
- 患者が資格確認書で受付を行う場合、薬局では引換番号と被保険者番号等（被保険者証記号・番号・枝番）が必要になります。患者が控えていない場合は、患者のマイナポータルから確認していただくか、薬局または患者から受診した医療機関に問い合わせを行ってください。（処方内容（控え）の再印刷は不要です。）

マイナンバーカードで受付を行う場合は、顔認証付きカードリーダーの画面で調剤対象の処方箋を選択するだけでよく、患者は引換番号を控えておく必要はありません！

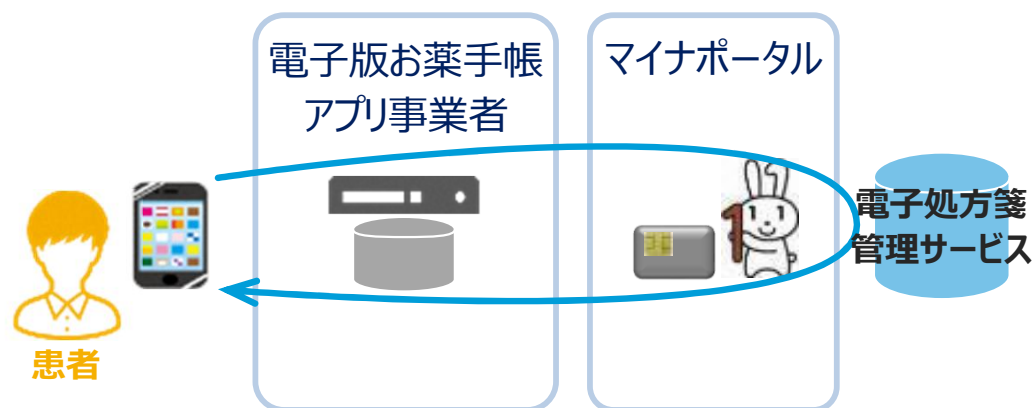


## 質問 電子処方箋と電子版お薬手帳は連携するのですか？

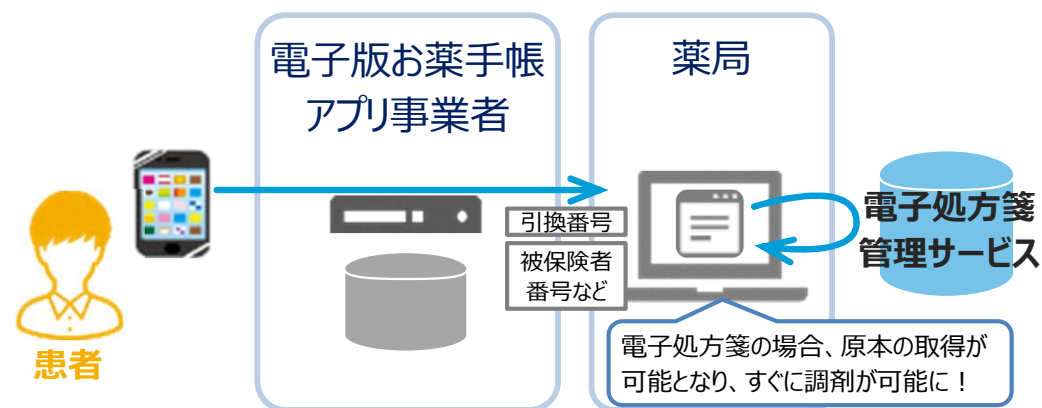
### 回答

- 患者は、電子版お薬手帳アプリで、電子処方箋管理サービスのお薬のデータを表示できるようになります（データはアプリに保管）。
- また、医療機関で受け取った処方箋を事前に薬局に送付したい場合、引換番号と被保険者番号などを電子版お薬手帳アプリ経由で送信することもできます。  
それらを受け取った薬局では、患者の来局前に、電子処方箋（原本）を電子処方箋管理サービスから取得することで、速やかに調剤を開始できます。  
※電子版お薬手帳アプリが対応しているかは事前に確認する必要があります。

#### ① 電子処方箋管理サービスのお薬が参照可能に！



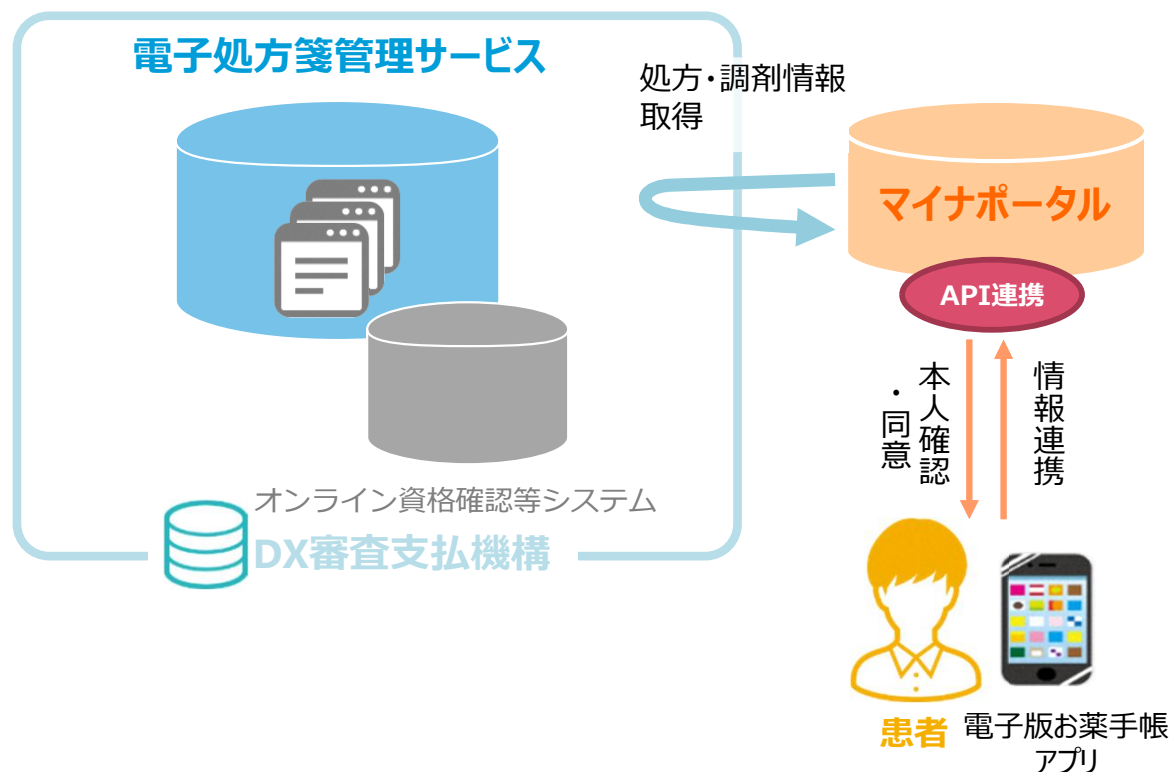
#### ② 処方箋の事前送付により、患者の待ち時間短縮に！



## 質問 マイナポータルAPI連携ってなんですか？

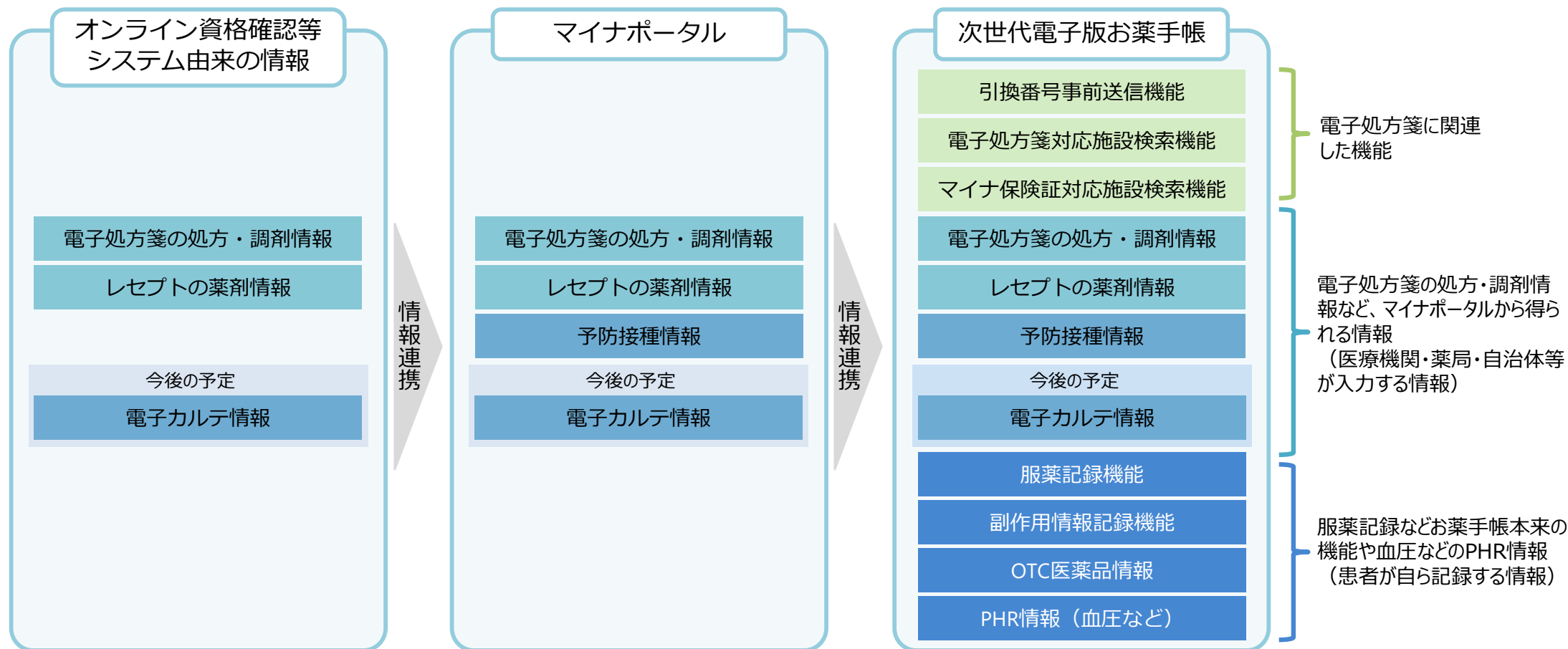
- 「マイナポータルAPI連携」とは、マイナポータルで提供される機能・情報を、行政機関だけでなく民間事業者等が活用できるようにした仕組みです。
- 電子処方箋の処方・調剤情報は、オンライン資格確認等システムに連携され、レセプトの薬剤情報等と合わせてマイナポータルで閲覧できるようになっています。
- 電子版お薬手帳アプリ事業者等が、API連携に係る開発・手続き等※を行うことで、マイナポータルで閲覧できる情報がアプリ上で確認できるようになります。

(※アプリ事業者によるデジタル庁への申請等が必要。)



## 質問 電子処方箋の活用が進む中で電子版お薬手帳には何が期待されていますか？

- マイナポータルからもレセプトの薬剤情報や電子処方箋の処方・調剤情報を閲覧できますが、電子版お薬手帳を利用することでOTC医薬品の情報等も含めた一元的な情報管理が可能となります。
- 電子処方箋関係だけでも、マイナポータルAPI連携だけでなく、引換番号の送信や、電子処方箋対応施設の検索機能などが登場してきています。その他健康情報の蓄積・管理ができる各種機能の活用等を通じて、より一層の健康増進に貢献するツールとして発展することが望めます。



※上記は一例であり、記載されていないが実装されている機能、今後実装される予定の機能があります。